

広島市立病院機構看護衣貸借業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立病院機構看護衣貸借業務

(2) 業務の目的

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）の4病院に勤務する看護師に貸与する看護衣の調達及び管理について、洗濯を主とする維持管理を含めた貸借方式にすることにより、清潔で快適な看護衣を提供及び業務の円滑かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(3) 内容

「広島市立病院機構看護衣貸借業務仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和15年3月31日までとする。

なお、契約締結の日から令和8年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については事業者の負担とする。

(5) 履行期間

令和8年4月1日から令和15年3月31日まで（7年間）

(6) 履行場所

広島市立広島市民病院（広島市中区基町7番33号）

広島市立北部医療センター安佐市民病院（広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号）

広島市立舟入市民病院（広島市中区舟入幸町14番11号）

広島市立リハビリテーション病院（広島市安佐南区伴南一丁目39番1号）

2 各病院の概要

（令和7年4月1日時点）

	広島市民病院	北部医療センター 安佐市民病院	舟入市民病院	リハビリテーション病院
診療科数	37科	33科	20科	12科
病床数	743床	434床	156床	100床
入院患者延数	226,066人	135,389人	34,019人	33,763人
外来患者延数	388,492人	186,643人	68,451人	8,340人
職員数	2,029人	1,338人	306人	261人
うち看護師数	1,093人	663人	162人	71人

※ 入院患者延数及び外来患者延数は、令和6年度実績である。

3 提案見積上限額等

- (1) 7年間（履行期間）の賃借料の提案見積上限額は、376,263,600円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

提案見積金額は、個人貸与分（区分1及び区分2。以下同じ）と共用分について単価を記載すること。なお、それぞれの単価に7年間の予定数量を乗じた額の合計が、提案見積上限額を超える場合は失格とする。

- (2) 見積にあたっては、次のことに留意すること。

ア 個人貸与分の単価は、看護衣の仕入費用、洗濯、補修その他管理費用などを含むものとし、職員1人につき1月あたりの金額とすること。

イ 共用分の単価は、看護衣の仕入費用、洗濯、補修その他管理費用などを含むものとし、看護衣1枚につき1月あたりの金額とすること。

- (3) 見積にあたっての各年度の1月あたりの予定数量は次のとおりとする。なお、数量は現時点での見込であり、採用・退職、組織変更その他の理由により変動するものであり、今後の使用枚数を確約するものではない。

ア 個人貸与分

(ア) 区分1（貸与枚数4枚以上）

1月あたりの貸与見込人数（産休者・育休者・休職者を除く）（単位：人）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合計
広島	70	140	760	760	760	760	760	4,010
安佐	450	450	450	450	450	450	450	3,150
舟入	15	30	150	150	150	150	150	795
リハビリ	60	60	60	60	60	60	60	420
合計	595	680	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	8,375

(イ) 区分2（貸与枚数1枚）

1月あたりの貸与見込人数（産休者・育休者・休職者を除く）（単位：人）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合計
広島	10	20	180	180	180	180	180	930
安佐	60	60	60	60	60	60	60	420
舟入	0	0	0	0	0	0	0	0
リハビリ	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	70	70	240	240	240	240	240	1,350

イ 共用分

1月あたりの準備予定枚数 (単位:枚)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合計
広島	0	0	750	750	750	750	750	3,750
安佐	550	550	550	550	550	550	550	3,850
舟入	0	0	130	130	130	130	130	650
リハビリ	30	30	30	30	30	30	30	210
合計	580	580	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	8,460

4 担当部署

〒730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局経営管理課 (以下「経営管理課」という。)

TEL: 082-209-6775

FAX: 082-569-7826

電子メール: hirokikou-honbu@hcho.jp

5 全体スケジュール (予定)

- ・ 公示日 令和7年5月14日 (水)
- ・ 現地見学会申込期限 令和7年5月20日 (火) (希望者のみ)
- ・ 質問受付期限 令和7年6月 3日 (火)
- ・ 参加申込期限 令和7年6月12日 (木)
- ・ 企画提案書等提出期限 令和7年6月23日 (月)
- ・ プレゼンテーション 令和7年7月上旬 (予定)
- ・ 契約締結 令和7年7月下旬 (予定)
- ・ 履行開始 令和8年4月1日 (水)

6 参加申込

(1) 提出書類

ア 単体企業及び共同企業体共通の提出書類

(ア) 参加表明書 (様式1)

(イ) 広島市税の納税証明書 (写しでも可)

「令和〇〇年〇月〇日 (直近の証明可能な日) 以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書。(証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

- (ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）。〔電子納税証明書は不可。〕（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

- (エ) 会社概要（様式2）

- (オ) 直近年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等に関する資料）

共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

- (カ) 看護衣貸借業務と同種の業務の運営実績（様式3）

過去5年間において、日本国内の病院で、看護衣貸借業務と同種の業務を1年以上継続して履行した実績があれば記載すること。

上記運営実績がある場合は、契約書の写しを合わせて提出すること。なお、契約金額は非表示として差し支えない。

- (キ) クリーニング所の開設届及び確認証（写しでも可）

複数のクリーニング所で洗濯を実施する場合は、実施予定のクリーニング所全ての開設届及び確認書を提出すること。

イ 共同企業体のみ提出書類

共同企業体で参加する場合は、上記アの書類に次の書類もあわせて提出すること。

- (ア) 共同企業体登録申請書（様式23）

- (イ) 委任状（様式24）

- (ウ) 共同企業体協定書（様式25）

なお、共同企業体は参加表明書の提出日までに成立していなければならないことに留意すること。

- (2) 提出部数

1部

- (3) 申込期間

公示日から令和7年6月12日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

- (4) 提出場所

経営管理課（上記4に同じ。）

- (5) 提出方法

次のいずれかの方法による。

ア 持参（土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時3

0分から午後5時まで。)

イ 郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(6) 資格要件の審査確認及び通知

提出された参加表明書等により資格要件の資格審査を行い、参加資格確認結果を令和7年6月18日（水）までに、すべての参加申込者に電子メールにより通知する。

(7) 参加辞退の取扱い

参加表明書を提出後、参加を辞退する場合は、任意の様式による書面でその旨提出すること。

8 現地見学会

希望者を対象に現地見学会を行うので、見学希望者は次により見学申込書（様式4）を提出すること。

ただし、諸事情により、現地見学会を中止する場合がありますので留意すること。

(1) 申込期間

公示日から令和7年5月20日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

経営管理課（上記4に同じ。）

(3) 提出方法

次のいずれかの方法による。

ア 持参（土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。）

イ 郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

ウ 電子メール（添付ファイルとして送信し、送信後に到着を電話確認すること。）

(4) 現地見学会実施日時等

希望者に別途連絡する。なお、当日は見学だけ行うこととし、質問がある場合は「9 質問の受付及び回答」により行うものとする。

(5) その他

見学時の人数は2人以内とする。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問票の様式

質問票（様式5）を使用すること。

(2) 受付期間

公示日から令和7年6月3日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(3) 受付場所

経営管理課(上記4に同じ。)

(4) 提出方法

質問票を前記(3)に電子メールの添付ファイルとして送信し、送信後に到着を電話確認すること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問の提出があった日から令和7年6月9日(月)までに、質問者に電子メールにより直接回答するほか、病院機構のホームページに掲載する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書(様式6)に次の書類を添付し提出すること。

提案者名(住所・商号・名称・代表者職氏名)の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現や特定の者と判別できるロゴマーク等は記載しないこと。記載した場合は削除を指示することがある。

ア 運営方針及び業務実施体制について(様式7)

イ 業務開始に向けた体制及び業務開始後のフォロー体制について(様式8)

ウ 従事者の研修・教育体制について(様式9)

エ 個人情報保護について(様式10)

オ 苦情及び要望に対する体制等について(様式11)

カ 看護衣の調達等について(様式12)

キ 看護衣の交換・追加注文等の対応について(様式13)

ク 洗濯の質の確保について(様式14)

ケ 看護衣の回収・納品について 1(様式15)

コ 看護衣の回収・納品について 2(様式16)

サ 災害発生時等の対応について(様式17)

シ 看護衣管理システムについて(様式18)

ス 看護衣の管理等について(様式19)

セ 仕様書を補完する独自のサービスについて(様式20)

ソ その他アピールポイント(様式21)

タ 提案見積書(様式22)

※ 指定様式はA4版とする。

- (2) 提出部数
正本1部・副本12部
- (3) 提出期間
参加資格確認結果が通知された日から令和7年6月23日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。
- (4) 提出場所
経営管理課（上記4に同じ。）
- (5) 提出方法
次のいずれかの方法による。
 - ア 持参（土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。）
 - イ 郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

11 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、広島市立病院機構看護衣貸借業務公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。
 - 広島市立病院機構本部事務局次長
 - 広島市立広島市民病院事務長
 - 広島市立北部医療センター安佐市民病院事務長
 - 広島市立舟入市民病院事務長
 - 広島市立リハビリテーション病院事務長
 - 広島市立広島市民病院副院長（看護部長）
 - 広島市立北部医療センター安佐市民病院副院長（看護部長）
 - 広島市立舟入市民病院総看護師長
 - 広島市立リハビリテーション病院総看護師長
 - 広島市立病院機構本部事務局契約課長
- (3) プレゼンテーション日程等
 - ア 日時
令和7年7月上旬（予定）
 - イ 場所
広島市立広島市民病院管理棟2階 大会議室（予定）
 - ウ 次第
 - ・ 経営管理課からの説明

- ・ 企画提案書による提案（1提案につき20分以内）
 - ・ 質疑応答
 - ・ 提案者退場
 - ・ 審査
- エ その他
- プレゼンテーションの際に備品（例 パソコン、プロジェクター等）を使用するときは、事前に経営管理課に連絡し、提案者が準備すること。なお、スクリーン及び電源タップは経営管理課で用意する。
- 出席者の人数は3人以内とすること。

(4) 審査基準

別添1のとおり

(5) 契約候補者の選定

ア 参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、プレゼンテーションによる審査の対象から除外する。

イ 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を契約候補者として選定する。

なお、企画提案内容の水準を確保するため、得点が審査基準に基づく配点の合計点の6割を満たさない場合は、最高順位であっても選外とする。

ウ 得点の総計が最も高い提案をした者が2人以上いる場合には、次の順序で契約候補者を選定する。

(ア) 各提案者の「企画提案書に対する評価（提案見積金額に係る評価点を除く。）」を比較し、その評価点が最も高い者。

(イ) 上記(ア)の得点が同点の場合は、くじにより決定する。

12 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、令和7年7月11日（金）頃までに、すべての提案者に参加表明書に記載された連絡先に電子メールにより通知する。
- (2) 審査結果の通知後速やかに、提案者名、各提案者の審査結果（順位、得点を含む。）を病院機構ホームページにおいて公表する。

13 契約の方法

(1) 契約の締結

契約候補者は、広島市立病院機構看護衣貸借業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。

- (2) 契約締結日
令和7年7月下旬(予定)
- (3) 履行開始
令和8年4月1日(水)
- (4) 契約の条件
別添「契約書(案)」のとおり
※ 消費税及び地方消費税相当額の加算後の契約金額の端数処理は、1円未満を切り捨てる。
- (5) 契約保証金
契約締結日までに、1年度当たりの契約金額予定総額(消費税及び地方消費税込み。契約金額が単価となる場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計。各年度の支払予定額が異なる場合は、各年度の支払予定額のうち最高となる支払予定額。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。詳細は、「契約保証金の納付等について」を参照のこと。

14 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格とする。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、契約候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例(平成13年広島市条例第6号)第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の契約候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするよう働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、失格とする。

審 査 基 準

審 査 項 目		審 査 要 素	配 点	
1	企業評価及び業務実績について	(1) 経営面の健全性について	10	50
		(2) 他病院での当該業務と同種の業務の運営実績について	40	
2	業務実施体制について	(1) 当該業務の実施にあたっての運営方針について	40	200
		(2) 業務を履行するための業務実施体制について	50	
		(3) 業務開始に向けた体制及び業務開始後のフォロー体制等について	60	
		(4) 従事者の研修・教育体制について	30	
		(5) 個人情報保護に対する取組等について	10	
		(6) 苦情及び要望に対する対応及びその改善について	10	
3	看護衣の調達等について	(1) 看護衣の調達について	100	150
		(2) 看護衣の交換・追加注文等の対応について	50	
4	看護衣の洗濯等について	(1) 洗濯の質の確保について	60	200
		(2) 看護衣の回収・納品について	120	
		(3) 災害発生時等の対応について	20	
5	看護衣の管理等について	(1) 看護衣管理システムについて	70	200
		(2) 看護衣の補修等について	60	
		(3) 病院担当者が行う手続きについて	70	
6	その他の提案	(1) 仕様書を補完する独自サービスの提案について	25	50
		(2) 他事業者にはない優位性・特徴ある事項	25	
7	提案見積金額	見積価格の経済性（最低見積提示価格との比較）	150	150
合 計			1,000	